

行政事件訴訟法 10 条 1 項による主張制限

～学説の整理及び検討～

第 78 期司法修習生 長尾涼太

目次

- I はじめに
- II 学説の整理
- III 検討
- IV おわりに

I はじめに

行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）10 条 1 項は、「取消訴訟においては、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることができない」と定める。同項は、取消訴訟が原告の被っている権利・利益の侵害の救済を目的とする主観訴訟である以上、原告が主張できる違法事由の範囲についても、自己の法律上の利益に関係のあるものに限られるべきであるという考え方に基づいて規定されたと一般に説明される¹が、同項の趣旨や具体的に制限されるべき主張の範囲については、実務上有力とされる見解と、それと異なる見解を示す数多くの学説が展開されており、裁判実務の考え方もいまだ収れんしていないとされる²。各学説は帰結が一樣ではなく、同様の帰結を示す学説であっても論者によって論旨が異なる。

そこで本稿では、同項の解釈に係る各学説につき、制限されるべき主張の範囲を判断する基準をどのように提示しているかで大まかに分類して整理する。そして、各学説が、行訴法 10 条 1 項の趣旨をどのように考えているか、具体的に制限されるべき主張としてどのようなものを挙げているか、主要な根拠は何かといった点を分析して、各説の類似点や相違点を明らかにしたい。その上で、いずれの見解が妥当であるかについて私見を提示することとし、行訴法 10 条 1 項を巡る議論に若干の材料を提供することを目指す。

II 学説の整理

1 原告の権利利益を保護する趣旨で設けられたのではない法規に違反したに過ぎない違法の主張が制限されるとする見解

(1) 実務的研究

¹ 杉本良吉「行政事件訴訟法の解説（一）」法曹時報 15 卷 3 号（1963 年）395 頁。

² 南博方ほか編『条解 行政事件訴訟法』（弘文堂、第 5 版、2023 年）373 頁〔長屋文裕〕。

ア 実務において有力な見解として紹介³される『改訂 行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究』の見解は、「行訴法 10 条 1 項は、自己の法律上の利益に関係のない違法を理由として取消しを求めることはできないと定めているが、これは、原告の違法事由の主張を取消訴訟の主観訴訟的側面から制限したものである。」とし、行訴法 10 条 1 項に言う「自己の法律上の利益に関係のない違法」とは、「行政庁の処分存する違法のうち、原告の権利利益を保護する趣旨で設けられたのではない法規に違反したにすぎない違法」であるとする⁴。

同見解は、処分を 2 類型に分けて、具体的な主張制限の範囲を論じる。すなわち、第一の類型として、処分の本来的效果として原告の権利利益が侵害される場合（侵害処分の名宛人等が取消訴訟を提起する場合）を挙げる。この場合においては、処分の根拠となる法律が、「当該処分によって実現しようとする公益等とそれによって侵害あるいは制限される原告の権利利益とを比較衡量した結果、行政庁が所定の手続的、実体的要件を満たした上で当該処分をする場合には原告の権利利益が侵害あるいは制限されることもやむを得ないとの政策判断をした」ものといえるから、処分要件を定めた規定は「原則として、すべて原告の権利利益を保護する趣旨を含む」が、例外的に「専ら原告とは異なる立場の第三者の利益のみを保護するための規定」に関する違法のような場合には、原告の権利利益を保護する趣旨を含まない規定に関する違法である以上、自己の法律上の利益に関係ない違法に当たるとする⁵。

第二の類型として、処分の本来的效果によっては原告の権利利益が侵害されない場合（いわゆる第三者が取消訴訟を提起する場合）を挙げて、この場合は、処分が原告適格を基礎づける根拠規定に「違反していないのであれば、法が保護しようとする範囲での原告の個別具体的な利益は十分保護されているというべき」であるから、「原告適格を基礎付ける規定以外の処分の根拠規定は、…原告の権利利益を保護する趣旨を全く含まない規定である」として、原告適格を基礎づける根拠規定に関する違法のみが主張可能であるとする⁶。

なお、この見解では、原告適格を基礎づける規定の内容が抽象的である場合には、「その規定に違反する事由には法が保護しようとする原告の個別的利益に関するもののみならず種々の事由があり得るので、その規定に違反する事由であればどのようなものでも違法事由として主張し得るわけではなく、原告は、その個別的な権利利益に係る具体的違法事由に限って主張できると解すべき」⁷であるとして、さらに主張可能な範囲を限定しようと

³ 例えば、野呂充「行政手続における第三者の地位と行政争訟」岡田正則ほか編『現代行政法講座Ⅱ 行政手続と行政救済』（日本評論社、2015 年）114 頁、大島義則編著『実務解説 行政訴訟』116 頁〔大島義則〕（勁草書房、2020 年）。

⁴ 中込秀樹ほか『改訂 行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究』（法曹会、2000 年）189 頁。杉本・前掲注（1）395 頁も同旨。

⁵ 中込ほか・前掲注（4）190、191 頁。

⁶ 中込ほか・前掲注（4）191 頁から 193 頁まで。

⁷ 中込ほか・前掲注（4）194 頁。

していることにも留意が必要である。

イ 実務的研究は、行訴法 10 条 1 項の規定を取消訴訟の主観訴訟的性格からくる(当然の)制限を定めたものと位置付けた上で、取消訴訟により救済が図られる権利利益の範囲は処分の根拠法令が保護の対象としているといえるものに限定されるべきとの見地から、主張制限の範囲を画そうとする見解であるといえ、「法律上保護された利益説」⁸と同様の考え方を主張制限の場面で適用したものともいえる。解釈に当たって、取消訴訟が客観訴訟的性格をも併有することはあまり意識されていないように思われる。

(2) 長屋説

ア 長屋文裕は、行訴法 10 条 1 項は、取消訴訟の目的及び機能が専ら原告の権利利益の救済にあると解する見地から、原告の法律上の利益に関係のない違法事由は主張できないことを定めたものであり、「論理的には当該処分の取消訴訟において主張する意味がないとはいえないもの」について、「原告の権利利益の保護救済に必要な限度を超えて行政庁の公権力の行使が覆されることとなり、取消訴訟に主観訴訟としてのその『趣旨』以上の具体的作用を営ませる」ことになることを防ぐという立法趣旨からその一部の主張を不可とする⁹規定であるとの理解を示す。そして、行訴法 10 条 1 項が平成 16 年の改正において改正の対象となっていないことについて、これは「主観訴訟としての性質の堅持という観点から、結局本項は改正の必要が認められなかったものとみられる」¹⁰と分析する。

長屋は、行訴法 10 条 1 項にいう「自己の法律上の利益に関係のない違法」を、杉本良吉の説明¹¹を引用して、「行政庁の処分に存する違法のうち、原告の権利利益を保護する趣旨で設けられたのではない法規に違背した違法をいう」とし、一般的には、「公益の実現を目的として処分要件を定める法規と、専ら原告以外の人民の利益を保護する趣旨で処分要件を定める法規」が、「原告の権利利益を保護する趣旨で設けられたのではない法規」である¹²とする。そして、前記(1)の実務的研究に対しては、「侵害性の強い処分については、一見公益の実現を目的とするとみえる要件も、これを定めた立法政策の基礎に遡れば、人民の個別的利益との比較衡量の観点に基づいている(少なくともそれが通常である)」という主張は、法治主義の観点からは鋭い指摘を含んでおり、傾聴すべきもの」であると一定の評価を示す一方で、「侵害処分であっても、その根拠法規が、処分の本来的效果によってその権利利益を侵害される人民の個別的利益との比較衡量の観点とは無関係に、専ら公益の実現または他の人民の利益の保護を目的として、ある処分要件を定めることは、不可能でも不合理

⁸ 原告適格の有無を判断するに当たり原告の主張する利益の考慮が処分要件となっているかを問題とする見解であり、同説に立つ場合、原告適格が肯定されるには、保護範囲要件及び個別保護要件をも充足する必要があることになる。裁判上保護に値する利益説と対置される。宇賀克也『行政法概説Ⅱ 行政救済法』(有斐閣、第 7 版、2021 年) 196 頁参照。

⁹ 南ほか・前掲注(2) 362 頁〔長屋〕。

¹⁰ 南ほか・前掲注(2) 364 頁〔長屋〕。

¹¹ 杉本・前掲注(1) 395 頁。

¹² 南ほか・前掲注(2) 363 頁〔長屋〕。

でもない。問題となる各個の要件が設けられた趣旨の探究によらないで処分の相手方の個別的な利益との彼此衡量がされていると直ちに断定するとすれば、飛躍ないし即断と評されよう」と指摘し¹³、処分の相手方との関係でも公益要件に係る違法性を主張できないとする余地を残す。この点において、前記（1）の実務的研究よりも許容される主張を限定的に解しているといえる。

処分の名宛人等でない第三者が取消訴訟を提起する場合については、「それ自体が原告の個別的な利益を保護する趣旨で設けられた処分要件の規定（それは、原告適格を基礎付ける規定でもあることになろう）以外の処分要件の規定は原告の権利利益を保護する趣旨を含まない規定であり、このような規定に違反するという違法事由は、原告の法律上の利益とは関係がなく、本項により主張することができない」¹⁴として、前記（1）の実務的研究と同様の見解を示す。

また、長屋は、処分によって第三者に生ずる事実上の不利益等に着目して主張制限の範囲を限定しようとする見解に対しては、「原告のような地位にある者の権利利益を保護する趣旨で設けられたのではない処分要件の違背を理由に処分を取り消すことができるとして取消訴訟に主観訴訟としての性質を超えた具体的作用を営ませることとなることを防ぐという本項の立法趣旨を離れるもの」であるとして批判を加える¹⁵。

イ 長屋説は、取消訴訟の主観訴訟性を重視する前記（1）の実務的研究と基本的に同一の立場に立ちながら、「取消訴訟に主観訴訟としての性質を超えた具体的作用を営ませることとなることを防ぐ」¹⁶ことが行訴法 10 条 1 項の立法趣旨であると理解した上で、各処分の根拠要件の趣旨を重視すべきとの見地から、処分相手方との関係でも、解釈の結果、公益要件に係る違法性の主張が同項によって制限されることがあり得るとするものである。

（3）小括

処分の相手方の場合と、それ以外の第三者の場合とに分けて考え、後者については原告適格を根拠づけた規定への違反以外に係る違法の主張を制限するのが前記（1）と（2）の見解に共通する点である。これらの見解は、取消訴訟の主観訴訟性を重視しつつ、救済が図られるべき利益は、基本的に処分の根拠となった法律の規定が保護している範囲のものであると理解した上で、法律の規定による保護が及ばない利益に関する主張を行訴法 10 条 1 項により制限しようとするものである。

2 専ら原告以外の第三者の利益にかかわるような違法性の主張が制限されるとする見解

原告以外の第三者の利益のみにかかわる違法を取消事由として主張できないことについては、学説及び判例において争いがないとされる¹⁷。筆者が調べた限りでも、確かに、およ

¹³ 南ほか・前掲注（2）368 頁〔長屋〕。

¹⁴ 南ほか・前掲注（2）369 頁〔長屋〕。

¹⁵ 南ほか・前掲注（2）370 頁〔長屋〕。

¹⁶ 南ほか・前掲注（2）363 頁〔長屋〕。

¹⁷ 室井力ほか編『コンメンタール行政法Ⅱ』（日本評論社、第 2 版、2006 年）155 頁〔野呂充〕。

そ一切の主張が許容されるのだとする見解は見当たらなかった。この項では、主張制限の範囲を、専ら原告以外の第三者の利益にかかわるような違法性の主張に限定して捉える見解を取り上げる。前記 1 の各見解と異なり、幅広く主張を許容するものである。

(1) 塩野説

ア 塩野宏は、行訴法 10 条 1 項につき、「取消訴訟が原告の権利利益の救済の制度に由来する当然のことを規定したものである」¹⁸とする。そして塩野は、処分の名宛人については、「処分要件の範囲である限りでは、自己の利益とは直接の関係のない公益違反も主張することはできる。処分の相手方たる私人は処分自体が適法である限度において処分の規律力を受けるとというのが、法律による行政の原理の当然の帰結である」¹⁹とする。処分の名宛人等でない第三者が原告になる場合については、行訴法 10 条 1 項が機能するのは、9 条により原告適格が認められた第三者の主張に対してであることに着目し、当該第三者はすでに処分にあたって考慮されるべき利益を有しており、要件を充足する限りにおいて利益の侵害を甘受すべき立場に置かれているのであるから、「基本的には、あらゆる違法事由を主張することができるのは、不利益処分に対する場合と同様であることになる（第三者の利益保護規定が除かれることも同じ）」²⁰と述べている。

イ 塩野説は、原告適格を有する第三者は処分要件を充足する限りにおいて利益侵害を甘受すべき立場に置かれていることから、処分の相手方の場合と同様、専ら他の者の利益を保護する規定に関する違法の主張のみが制限されるべきとするものである。

(2) 阿部説

ア 阿部泰隆は、行政訴訟要件論²¹において、前記 1 (1) の実務的研究の見解につき、「司法の任務とは、原告の法律上の利益を侵害するかぎりにおいて、違法行政を是正することとみるもので、主観訴訟の守備範囲を制限的に解する」ものであるとした上で、「これは、あまりにも司法の機能を制限するもので、『司法が小さすぎる』として今日司法に対して浴びせられている批判に応えられないもの」と批判を加えるとともに、行政の司法統制機能を強調する見解を取り上げ、「今日の司法に期待される役割は、この側面を忘れてはならない。」と指摘する。そして行政法解釈学Ⅱ²²において、「原発の設置許可でも飛行場の設置許可でも、法定の要件を満たして初めて周辺住民を事故の危険にさらし騒音等をまき散らすことが許されると考えると、それは原告の法律上の利益に関係があるから、…原告適格を有する住民は、原告適格を根拠づける規定かどうかにかかわらず、…許可の法定要件違反をすべて（全くの第三者にかかわることはともかく）主張できると解すべきである。」と述べている。

¹⁸ 塩野宏『行政法Ⅱ行政救済法』（有斐閣、第 6 版、2019 年）181 頁。

¹⁹ 塩野・前掲注（18）181 頁から 182 頁まで。

²⁰ 塩野・前掲注（18）182 頁。

²¹ 阿部泰隆『行政訴訟要件論—包括的・実効的行政救済のための解釈論』（弘文堂、2003 年）132 頁。

²² 阿部泰隆『行政法解釈学Ⅱ』（有斐閣、2009 年）243 頁。

イ 阿部説は、原発の設置許可等について処分要件を満たした適法な処分によって初めて原告たる周辺住民の権利利益の侵害が正当化される関係にあるため、原告適格を有する住民は、原告適格を根拠づける規定に関する違法の主張に限定されることなく幅広く違法を主張できるとするものである。若干言い回しは異なるが、前記（１）の塩野と同様の発想に基づく見解であると言えるだろう。

そして、例外的に行訴法 10 条 1 項により制限される主張は、全くの第三者にかかわるような主張に限定して狭く解するものである。このような解釈をとる背景には、取消訴訟に客観訴訟的側面があることへの意識があると思われる。

（３）小括

いずれの見解も、処分要件が満たされていることが、第三者が処分による不利益を甘受する前提となっていることを根拠とした上で、専ら原告以外の第三者の利益にかかわるような違法性の主張のみが制限されるべきであるとするものである。この点で、前記 1（１）の実務的見解における処分の相手方の場合と同様の枠組みを、処分の相手方以外の第三者の場合にも適用しようとするものであると理解できる²³。

3 およそ原告の利益とは無関係な違法性の主張が制限されるとする見解

前記 2 のように、主張が可能な範囲を最大限広く解する見解の他に、一定の限界を設定する見解もある。そのうち、原告の利益と無関係な違法性に関する主張を基準とするものが複数見受けられたので、ここで取り上げる。

（１）藤田説

ア 藤田宙靖は、行訴法 10 条 1 項は、「抗告訴訟を専ら、違法な公権力行使に対し自己の法的利益を守ることを目的とする、いわゆる『主観訴訟』としてのみ位置付けた同法の制度的趣旨に由来するもの」²⁴と説明する。そして、第三者に原告適格が認められる場合は、処分の取消しを求めるについて「法律上の利益」があることが認められている以上、処分の取消しにより自己の法律上の利益が回復され得る立場にあるというべきであり、「処分の取消事由一般につき、名宛人同様第三者の『自己の法律上の利益に関係のない違法』とはいえないことは、むしろ明らか」であるとする²⁵。そして、制限されるべき主張としては、「当該処分の根拠規定が明らかに第三者の利益とは無関係な利益の保護を目的とするものであると解される場合」を挙げ、「具体的な規定において、解釈上、果たしてまたどの程度そのような立法の意図を読み取るか」により主張の可否が決まるとする²⁶。なお、藤田は、処分の名

²³ 本多滝夫は、塩野説を「処分の相手方と処分の相手方以外の者の法的地位に質的な差異がないことを前提」とする見解であると整理している（本多滝夫「取消訴訟における原告の主張制限と法律上の利益」芝池義一先生古稀記念『行政法理論の探究』（有斐閣、2016 年）523 頁）。阿部説についても同様に言うことができるであろう。

²⁴ 藤田宙靖『行政法総論（下）』（青林書院、新版、2020 年）127 頁。

²⁵ 藤田・前掲注（24）127 頁。

²⁶ 藤田・前掲注（24）127 頁。

宛人本人の場合には、「明らかに専ら第三者の利益保護を目的とした規定の場合を除けば、基本的に全ての法規定が当人の保護のために置かれているものと前提して差し支えない」²⁷として、前記2の見解と同様の理解を示す。

イ 藤田説も、原告適格を有する第三者は処分の取消しにより自己の法律上の利益が回復され得る立場にあることが確認されていることを理由に主張制限が及ぶ範囲を限定的に捉える点で、前記2に挙げた見解と類似するものであり、名宛人本人の場合については、前記2の見解と同様の帰結をとる。ただ、名宛人以外の第三者の場合について、「明らかに第三者の利益とは無関係な利益」としてどのようなものを含めるかによって主張制限の範囲が広がり得る。藤田は、排除されるべき主張の具体例を明示していないが、例えば、原子炉の設置許可処分について、名宛人による原子炉の設置・運転により被害が生じる「リスクの範囲に無関係とは言えない範囲において、〔核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律24条1項〕4号以外の要件もまた『自己の法律上の利益と関係のない違法』であるとはいえない」としている²⁸ことからすると、「明らかに第三者の利益と無関係な利益」に含まれるものは相当限定的であると考えられるから、結果的には前記2の見解とほとんど同じ帰結になる可能性もある。

(2) 秋山説

ア 秋山義昭は、「取消訴訟の主観訴訟的機能をそこまで厳格に貫徹すべきかは疑問である。取消訴訟の右の機能は、原告適格の有無の段階ですでに判断を経ているのであるから、違法事由の主張の範囲をそれより広く認めることは、取消訴訟の右機能と矛盾するものではない。…取消訴訟提起の資格が認められた以上、…原告の利害と関連性を有することであれば、これを広く『自己の法律上の利益に関係』のある事項として、違法事由の主張を認めてよいように思われる」²⁹としたうえで、原告の主張の範囲を厳格に制限することに対しては、取消訴訟が有する「違法処分の統制的機能を軽視するものといわざるをえない」³⁰と批判する。

そして、行訴法10条1項の「法律上の利益」と原告適格におけるそれとを同義に解する必要はないとしたうえで、行訴法10条1項の「自己の法律上の利益に関係のない違法」は、「専ら第三者のみの利益にかかわるような違法性や、およそ原告の利害とは関係のない違法性を意味するものと解して足りる」³¹として、制限されるべき主張の例の一つとして、担保権が設定された財産につき国税滞納処分による差押えを行うに際して、法律で定められた担保権者に対する差押えの通知が時期を失したという旨の滞納者による主張を挙げる³²。

²⁷ 藤田・前掲注(24)127頁注1。

²⁸ 藤田・前掲注(24)128頁注3。

²⁹ 秋山義昭「取消訴訟における違法事由の主張制限」成田頼明ほか編『行政法の諸問題 中』（有斐閣、1990年）19頁。

³⁰ 秋山・前掲注(29)21頁。

³¹ 秋山・前掲注(29)21頁。

³² 秋山・前掲注(29)8、9頁。東京地判昭和28年8月10日行集4巻8号1835頁の事案に関するものである。

他方で、新潟空港訴訟³³においては、免許に係る路線を航行する航空機の騒音によって社会通念上著しい障害を受けることになるとの理由で原告適格が認められた周辺住民が、航空機の騒音被害とはおよそ関係のない違法事由を主張しても、それが自己の法律上の利益に関係のない違法を主張するものとして排斥されるのはやむを得ないとする³⁴。

イ 秋山説は、取消訴訟の客観訴訟的機能を重視しつつ、行訴法 10 条 1 項と原告適格における「法律上の利益」を異なるように解することも可能であるとの前提に立ったうえで、取消訴訟の主観訴訟性は原告適格（行訴法 9 条）で担保済みであるから、行訴法 10 条 1 項に重ねて同じ機能を果たさせる必要はなく、原告の利害に事実上の関連性を有する主張については広く許容すべきとするものである。そして、制限されるべき主張の範囲については、「専ら第三者のみの利益にかかわるような違法性」の主張という前記 2 の見解と同様のものを挙げるが、それに加えて、「およそ原告の利害とは関係のない違法性」の主張を挙げている。後者の解釈次第では、制限される主張の範囲が大きく変わり得ることとなるが、具体的にどのような主張がこれに当たるかが明確に示されているとはいえない。この点に不明確さが残ることは否めないように思われる。

なお、秋山は、原発訴訟の本案審理において、原告が「およそ原子炉の危険性にかかわりのある事項」を主張することを認めるべきであるとし、具体例として、事故発生時の放射能被ばくによる国民遺伝線量への影響、発電所従業員の被る被害、安全性に関する審査手続の問題を挙げる³⁵。このうち、発電所従業員の被る被害については、秋山の言う「専ら第三者のみの利益にかかわるような違法性」に当たるのではないかが若干疑問であるが、原子炉の危険性という、原告の権利利益に直接かかわる事柄の間接事実の一つとして主張を許容する趣旨であれば、整合的に理解することが可能である。

（3）小早川説

ア 小早川光郎は、一般公共の利益のためにする不利益処分について、「処分が一般公共の利益等の観点から見て関係諸規範に適合しているかどうか」は、当該処分の相手方が不利益を課されるための前提条件となる以上、それらの規範への違反は自己の法律上の利益に関係のある違法に当たると考えるべきであるとし、自己の法律上の利益に関係のない違法に当たるのは、「問題となっている規範が、処分により不利益を受けてその取消しを求める者の立場とは特に関係のない誰かの利益を保護するものであって、その者が不利益を課されるための前提条件としての意味を持たない場合の、当該規範の不遵守による違法であり、かつ、原則としてそれに限られると言うべき」であるとする³⁶。

制限されるべき主張の具体例として、担保権が設定された財産につき国税滞納処分によ

³³ 最判平成元年 2 月 17 日民集 43 卷 2 号 56 頁。

³⁴ 秋山・前掲注（29）20 頁。

³⁵ 秋山・前掲注（29）19、20 頁。

³⁶ 小早川光郎『行政法講義 下Ⅱ』（弘文堂、2005 年）181 頁、182 頁。

る差押えを行うに際して、法律で定められた担保権者に対する差押えの通知が時期を失したという旨の滞納者による主張³⁷を挙げるほか、規制法 24 条 1 項各号が挙げる原子炉設置許可についての諸要件のうち、災害の防止にかかわる部分（3 号要件の一部及び 4 号要件）以外の主張を挙げる。小早川によれば、複数の要件違反が主張されている場合においては、「仮にそのうちのある要件に関して違反がないとされれば当該処分による不利益—正確には、訴えの利益を根拠づけうるような不利益—の現実の発生可能性も否定されることになるという関係が存在する場合には、その他の要件に関する違法の主張は、結局のところは『自己の法律上の利益に関係のない』違法の主張だということになる」とする³⁸。

イ 小早川説は、公益要件を含む処分要件は、処分の相手方に不利益が課される前提条件となる以上、行訴法 10 条 1 項により制限されるべき主張の範囲を限定的に解釈すべきとし、「取消しを求める者の立場とは特に関係のない誰かの利益を保護するもの」を排除されるべき主張の要件の一つに挙げている点は前記 2 の各見解と共通するといえる。ただ、複数の要件が主張されている場合において、原子炉設置許可処分の平和目的利用の要件など、必ずしも「原告以外の誰かの利益を保護するもの」とは言えない要件に係る違法についても制限が及ぶ対象として挙げていることからすると、不利益を課される前提条件としての意味があるかどうかの基準の方に重点があると考えられたため、2 ではなく 3 に分類することにした。

(4) 小括

3 の各見解は、原告の利益と無関係な違法性に関する主張が制限されるとしている点で共通点を有するものである。他方、2 の各見解は、原告以外の第三者の利益にかかわるような違法性の主張を制限するものであった。一見すると両者は同じことを逆の視点から言うものに過ぎないようにも見えるが、2 が原告以外の第三者の利益とのかかわりを積極的に要求する点で両者は異なる。2 の各見解により制限される主張の範囲は、3 の各見解で認められる主張のうちの一部であるという関係にあるといえるだろう。

3 の各見解は、いずれも概ね同様の方向を示すが、実際の事例に適用するに当たっては、場面ごとに結論の相違が出ることが予想される。それは、原告の利益と無関係と言えるかの判断基準が異なるからと思われる。

もっとも、いずれの見解も、処分要件を満たしていることが、第三者が処分による不利益を甘受する前提となっているとする考え方を基礎にしている（あるいはそれと矛盾しない考え方を基礎としている）点では共通点があると思われ、主要な論拠は、前記 2 の各見解とも一定程度類似していると言えるのではないか。

4 その他の基準により主張制限の範囲を画する見解

³⁷ 東京地判昭和 28 年 8 月 10 日行集 4 巻 8 号 1835 頁の事案に関するものである。

³⁸ 小早川・前掲注（36）182 頁。

前記 1 から 3 までは異なる基準により主張制限の範囲を画そうとする見解も見受けられたので、ここで取り上げる。

(1) 福井説

ア 福井秀夫は、行訴法 10 条 1 項の「自己の法律上の利益」とは、「原告にとって原告適格の認定の前提となった不利益が解消されることによって得られる利益」とし、処分の結果原告に発生する不利益を原告に対する関係で正当化するための要件以外の違法を主張できないとする³⁹。

取消訴訟の客観訴訟的側面を強調する主張制限緩和論に対しては、行政訴訟が一般に行政の適法性を確保する機能を有することには疑いがないとしながらも、「主観訴訟である限り、そのような機能は、個別の権利利益を侵害された私人が、取消訴訟によって違法な行政処分の効力を覆滅し、これによって結果として適法な行政の行為が確保されることとなるという回路を通じて発揮されるべき」であり、「たまたま主観訴訟がなされたときを捉えて、主観的利益の侵害がないときについて客観訴訟的に行政の統制を行うことは、法が想定していないところというべきである」との批判を向ける⁴⁰。

福井は、先述のとおり、行訴法 10 条 1 項の自己の法律上の利益は「原告にとって原告適格の認定の前提となった不利益が解消されることによって得られる利益」を言うとする⁴¹。そして、行訴法 9 条 1 項と 10 条 1 項とで用いられている「法律上の利益」の文言の意味は同様に解すべきであり、「これらの意味が法的に異なると解釈するのは通常想定できない」⁴²としており、このような立場から、行訴法 10 条 1 項の解釈にあたって原告適格との連動が意識されているのであろう。行訴法 10 条 1 項の解釈に当たり原告適格を意識した限定をかけることに対する実質的根拠が問われるべきこととなるが、前述のとおり主観訴訟性の貫徹を重視していることがこのような解釈を支える一つの根拠となっているといえるであろう。

そして福井は、「適法なら原告に当該不利益の消滅をもたらす処分要件であるか、または当該不利益の受忍を強いつつも一定の行政目的を実現することを正当化するために必要となる当該不利益の受忍と引き換えとして必要な処分要件については、要件自体が公益保護的、抽象的であるなど、原告の利益と関わりが薄くても、10 条 1 項の違法性の主張制限に服しない」⁴³とする。

イ 福井説は、処分要件が原告の権利利益に対する保護の趣旨を含むかどうかには必ずしも

³⁹ 福井秀夫「行政事件訴訟法 10 条 1 項による自己の『法律上の利益』に関係のない違法の主張制限（下）—2004 年改正法による原告適格の『法律上の利益』概念との関係を踏まえて」自治研究 84 巻 10 号（2008 年）6 頁。

⁴⁰ 福井・前掲注（39）12 頁。

⁴¹ 福井・前掲注（39）6 頁。

⁴² 福井・前掲注（39）14 頁。

⁴³ 福井・前掲注（39）7 頁。

とられず、処分がもたらす不利益に着目すること⁴⁴によって原告適格及び主張制限の範囲を画そうとするものである。

もっとも、福井は、行訴法 9 条 1 項にいう「法律上の利益」を「行政処分の法的効果によって強いられる不利益が消滅することによって得られる利益」⁴⁵と定義し、判例上すでに固まっている⁴⁶とされる「法律上保護された利益説」とは異なる立場に立っていることには留意が必要である。

(2) 亙理説

ア 亙理格は、秋山説につき、法治主義を保障するための法制度としての取消訴訟の理念を重視するものと紹介した上で、「私も、本案において主張できる違法事由の範囲をそのように緩やかに解する立場が妥当であるとする」⁴⁷。そして公益適合判断の誤りを違法事由として主張できるかについては、私人の権利利益と対置される公益が、利益較量を媒介として私的権利利益と密接な関係に置かれているという点を重視すべき旨を指摘した上で、「公益適合判断のための利益衡量の過程に現れた私的権利利益の主体にとって、公益適合の判断を誤った違法は、それ自体として『自己の法律上の利益に関係のある違法』に該当する」ことになるとし、「公益適合判断の誤りといえども、それだけの理由で直ちに『自己の法律上の利益に関係のない違法』に当たるとは言えない」との結論を導く⁴⁸。もっとも、亙理は「公益適合判断において斟酌されるべき私的権利利益の範囲をどのように画するかに応じて、公益適合判断の違法を自己の法律上の利益に関係のある違法として主張できる者の範囲は異なってくる」とし、「処分根拠法規により直接的に保護された諸利益を考慮するに止まらず、処分により事実上の影響を受けることが予期される諸権利・諸利益や諸価値までも含めて、広く斟酌することが要請されていると考えるべきであろう」とする⁴⁹。

この見解によって具体的に制限される主張の範囲は、「公益適合判断において斟酌されるべき私的権利利益の範囲」の解釈次第ということになる。他方、亙理は「専ら原告以外の第三者の利益保護のため行政庁の権限行使を制約する趣旨と解される法規に対する違背が援用される」ようなケースでは、そもそも原告の権利利益を一方の衡量事項とした利益衡量の介入する余地はなく、制限されるべきである旨を論じている⁵⁰から、この見解により排除されるべき対象は、専ら原告以外の第三者のみの利益にかかわるような違法性の主張以外にも及ぶ見解である点で、前記 2 の見解よりも制限される主張の範囲が広い。他方、処分によって事実上の影響を受けることが予想される諸権利・諸利益や諸価値も考慮に入れる点で、

⁴⁴ 福井・前掲注 (39) 5 頁。

⁴⁵ 福井・前掲注 (38) 5 頁。

⁴⁶ 宇賀・前掲注 (8) 198 頁。

⁴⁷ 亙理格『公益と行政裁量—行政訴訟の日仏比較』（弘文堂、2002 年）285 頁。

⁴⁸ 亙理・前掲注 (47) 285、286 頁。

⁴⁹ 亙理・前掲注 (47) 286 頁。

⁵⁰ 亙理・前掲注 (47) 289 頁。

前記 3 の見解との類似性を見出すことができる。

イ 亘理の見解は、公益要件に関する違法を主張する余地を認めるものであり、公益適合判断の過程で斟酌されるべき私的利益の範囲といえるかという個別法解釈に重点を置く点が特徴的である。

(3) 野呂説

野呂充は、前記 1 (1) の実務的研究のように、原告が主張しうる違法を、処分根拠規定のうち原告適格を基礎づける規定の違反に限定する見解について、「原告適格を基礎づける規定以外の公益規定に関する違法の主張を一切認めないのであれば、妥当でない」と批判し、「公益要件が充足されれば処分の第三者の『法律上の利益』を適法に侵害しうる処分」については公益規定違反を主張できるとする一方で、「第三者の『法律上の利益』を侵害しないことが処分要件の一つである処分」については公益規定違反を主張できないとしている⁵¹。

野呂は、制限される主張の範囲の具体例として原発訴訟を挙げて説明する。判例上原告適格の根拠とされる規制法 24 条 3 号及び 4 号への違反がない場合には「原告との関係で法が要求するレベルの原子炉の安全性は一応達成されていることになる」から、「平和目的利用要件の違反や従業員の被害は、原告の『法律上の利益』とは関係のない違法といわざるをえない」とする⁵²。

III 検討

1 取消訴訟の主観訴訟性について

主張制限の範囲を広く解する 1 の各見解は、取消訴訟の主観訴訟的側面を重視するものであった。このほかに、主張制限の範囲を制限すべき実質的理由として挙げられているものは見当たらなかった。

確かに、取消訴訟が主観訴訟であること自体に異論はないと思われるが、取消訴訟に当たる訴訟には、対象となる行政処分の多様性に対応して、様々な性質のものが包含されており、中には客観訴訟的性格が強いものもある。したがって、主観訴訟性のみを強調して主張制限の範囲を狭めようとする議論に説得力があるとは必ずしも言えないように思われる。

II で取り上げた各見解において、主観訴訟性と客観訴訟性のいずれを重視するかで直ちに結論が分かれているように思われないことはそのことの反映であろう。この点につき情報公開訴訟を素材に述べることにしたい⁵³。

(1) 情報公開訴訟の特質

国の行政機関においては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づき情報公開制度が運用されているが、その目的は、「行政機関の保有

⁵¹ 室井ほか・前掲注 (17) 160、161 頁。

⁵² 室井ほか・前掲注 (17) 161 頁。

⁵³ 取消訴訟の意義について情報公開訴訟の客観訴訟性を踏まえながら検討するという視点は、最判令和 4 年 12 月 8 日民集 76 卷 7 号 1519 頁に係る原島良成「判批」判例秘書ジャーナル〔文献番号：HJ100196〕(2024 年) 8 頁から示唆を得たものである。

する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」（情報公開法 1 条）であり、この目的実現に資するものとして、同法 3 条は何人に対しても開示請求権を保障している。開示請求に対して行政機関の長は原則として行政文書の開示義務を負うのであるが、例外的に、開示請求に係る行政文書に不開示情報が存する等の場合には、部分開示又は全部不開示の決定をすることになる（同法 5 条、6 条、9 条等参照）。

このような情報公開請求の仕組みは、申請及びそれに対する処分という形式をとっているという点では特異でないのであるが、開示請求権が何人に対しても保障されていることと、不開示情報として掲げられている情報に開示請求者との関連性を考慮する必要があるものがない点が、情報公開制度を特徴づけている。すなわち、誰が請求しても、請求内容が同一である限りは同じ処分がされる（べきである）という点がこの制度の特徴である。したがって、情報公開請求に対する決定の取消訴訟（情報公開訴訟）では、開示請求者（原告）の個性は実質的には問題とならず、情報公開法に基づき開示されるべき行政文書の範囲を一般に確定する実質を持つ訴訟として、公益を図るための訴訟（すなわち客観訴訟）としての性質を強く持つものと理解することができる⁵⁴。

そして、実際に誰が開示請求や争訟提起をするかによって情報公開訴訟の性質自体に変化が生じるとはいいがたく、「たとえ立法政策上開示請求人に『権利』を付与し争訟手段として抗告訴訟によるものとした場合であっても、当該権利の公益的性格並びに争訟手段の客観訴訟的（ないし公益訴訟的）性質が失われるものではない」⁵⁵との指摘は正当である。

（2）情報公開訴訟の特質と主張制限

主観訴訟とされる取消訴訟ではあるが、取消訴訟の一つである情報公開訴訟には、上述のとおり客観訴訟的性質が強く表れていると言える。情報公開訴訟は一例であるが、取消訴訟は、様々な行政処分を対象とするものであり、対象となる処分の性質に応じて、主観訴訟性が強く出る場合から、逆に客観訴訟性が強く出る場合まで、多様な訴訟を含む訴訟類型であると言えよう⁵⁶。

そうだとすると、行訴法 10 条 1 項が取消訴訟の主観訴訟性からくる当然の帰結を定めたものとする一般的説明に説得力があるとは必ずしもいえない。取消訴訟が持つ客観訴訟的側面を無視した説明となっているからである。あくまで同項の解釈の実質的論拠として主

⁵⁴ したがって、情報公開法制の導入当初において、情報公開訴訟を民衆訴訟の一つとして位置づける方が自然であるとの見解があったことは理解できるところである。情報公開法制導入当初の議論につき、米田雅宏「情報公開争訟の諸問題」岡田正則ほか編『現代行政法講座Ⅳ 自治体争訟・情報公開争訟』198 頁以下（日本評論社、2014 年）参照。

⁵⁵ 米田・前掲注（54）199 頁。

⁵⁶ フランスの制度との比較を基礎にするものであるが同様の認識を示すものとして、村上裕章『行政訴訟の基礎理論』（有斐閣、2007 年）249 頁がある。

観訴訟性や客観訴訟性を用いつつ、説得的な解釈論を展開しようと試みるなら、個別の取消訴訟がどちらの性質をより強く持つかによって、同項により制限される主張の範囲が変わってくるという議論が展開されるべきであるように思われる。もっとも、膨大な種類に及ぶ個別の取消訴訟につき、主観訴訟性・客観訴訟性という、境界のあいまいな概念に基づいた分類を試みるのは現実的とは思われず、実際にそのような議論が展開されていないのは理由のあることであろう。

行訴法 10 条 1 項が取消訴訟一般に適用があるとの前提を維持するなら、取消訴訟が有する主観訴訟性を強調して主張制限の範囲を限定する解釈ばかりではなく、客観訴訟的側面を重視して、主張制限の範囲を狭くとらえようとする解釈もまた、同様に理由のあるものと言えよう。

2 文理解釈について

行訴法 10 条 1 項の解釈に当たって、原告が原告適格を認められた条文についての違法のみ主張できるとする見解があるが、その根拠の一つとして、行訴法 10 条 1 項が「法律上の利益」という、原告適格について定めた行訴法 9 条 1 項と同じ文言を使っていることが挙げられることがある。

しかし、行訴法 10 条 1 項では、自己の法律上の利益に「関係のない」違法と規定されているのであって、文理解釈上は、「自己の法律上の利益」に無関係の違法を主張することができないことを定めたものと理解するのが素直であると思われる⁵⁷。そして、関係があると言えるかどうかは、希薄な関係でも良いとするか、それとも相当の関係が必要とするかというように、立場によって考え方が異なり得る。したがって、両条項の「法律上の利益」の意味を、処分要件により個別的に保護された利益というように同義に解するとしても、行訴法 10 条 1 項の解釈に当たって原告適格が認められた規定に係る違法をめぐる主張に限るべき必然性は必ずしもないといえる。

この点に関する深入りは避けるが、さしあたって、行訴法 10 条 1 項の解釈論を考える上で文理解釈は決め手にならないといえるのではないか。

3 IIの1で挙げた見解に対する疑問

前記IIの1で挙げた各見解に対しては、前記1及び2の観点からの疑問のほか、さらに以下のような疑問がある。

(1) 二分論の限界

前記II1(1)の実務的研究は、処分の本来的効果が原告に及ぶかどうかに応じて主張制限の範囲を決定するものである。野呂充は、第三者に処分の効果が及ばないが、公益のために第三者の利益を犠牲にすることが許容されているような処分を考えると、このような二分

⁵⁷ 富士明「原発訴訟における本案審理の構造（一）—抗告訴訟と民事訴訟の関係に関する一考察」札幌法学6巻1・2合併号（1995年）62頁。亘理・前掲注（47）288、289頁も富士の見解を支持する。

論の限界が明らかになる旨を指摘する。

すなわち、第三者に処分の法効果が及ばないから、原告適格を基礎づける規定に係る違反しか主張できないことになる一方、公益上の必要に係る処分要件を定めた規定がそれに当たると言うことは困難だから、例えば、建築基準法 48 条 1 項に基づく公益上の必要に基づく例外許可について、「例外許可を争う原告は公益上の必要が存在しないという主張はできない」という結論になってしまうのである⁵⁸。これでは、例外許可の実質的な部分を争うことができず、原告の権利救済の点で問題があることは明らかであろう。

(2) 立法過程について

前記Ⅱ 1 (2) の長屋説は、取消訴訟の主観訴訟性のほか、立法趣旨の尊重を説くものであるが、立法過程において念頭に置かれていたのは、国税滞納処分として担保権の設定のある財産を差し押さえるに当たり、担保権者に対してすべき通知が時機を失していたとしても、それは当該担保権者の法益侵害にとどまり、滞納者においてこれを滞納処分の違法事由として主張することは許されないとされた事例⁵⁹等であり、「行訴法 10 条 1 項が本案の主張を大幅に制限する重要な制度だということは意識されていない」との指摘がある⁶⁰。そうだとすると、立法趣旨から、主張制限の範囲を比較的広く解する見解をとらなければならないのだ、とは必ずしも言えないことになる。

4 具体例に即した検討

前記Ⅱの 1 で挙げた各見解につき、具体例に即した検討を試みたい。ここでは、行訴法 10 条 1 項の議論に際してよく参照される原発訴訟を例として取り上げることとする。

(1) 裁判例

もんじゅ訴訟最高裁判決⁶¹は、高速増殖炉「もんじゅ」に係る原子炉設置許可処分に対して周辺住民が無効確認訴訟を提起した事案であるが、同判決は、規制法に基づく原子力設置許可処分の設置基準（同法 24 条）のうち、1 項 3 号（設置者に「原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があり、かつ、原子炉の運転を的確に遂行するに足る技術的能力があること」）の技術的能力に係る部分と、1 項 4 号（原子炉施設の位置、構造予備設備が核燃料物質…、核燃料物質によって汚染された物…又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること）を基礎に周辺住民の原告適格を認めた。

同判決は原告適格が主な争点となっていることもあり、具体的にどのような主張が制限されるかについて具体的な判断を示したものではないが、主張可能な範囲を原告適格に連動させて考える見解に立つなら、原告は、1 項 3 号の技術的能力に係る部分と、1 項 4 号の規定に関する違法に限定されることになる。

⁵⁸ 野呂・前掲注 (3) 114 頁。

⁵⁹ 東京地判昭和 28 年 8 月 10 日行集 4 卷 8 号 1835 頁。

⁶⁰ 阿部・前掲注 (21) 130 頁。

⁶¹ 最判平成 4 年 9 月 22 日民集 46 卷 6 号 571 頁。

実際にそのように判断して原告の主張を制限した判決として、東京高判平成 17 年 11 月 22 日訟務月報 52 巻 6 号 1581 頁がある。同判決は、規制法 24 条 1 項 1 号（原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと）、同項 2 号（その許可をすることによって原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと）及び同項 3 号のうち経理的基礎に係る部分について、これらの規定に違反することを理由に原子炉設置許可処分取消しを求めることができないと判示している。この判決は、前掲平成 4 年最判における原告適格の判断を踏まえて、1 号、2 号及び 3 号のうち経理的基礎に係る部分の規定に関する違法は、原告の権利利益を保護する趣旨で設けられたのではない法規に違反したに過ぎない違法であるとの立場から、行訴法 10 条 1 項によって制限される主張の範囲を制限したものである。

(2) 検討

小早川は、前記Ⅱ 3 (3) で触れたとおり、複数の処分要件の違法性が主張されている場合において、そのうちのある要件に関して違法がないとされれば当該処分による不利益の現実の発生可能性が否定されることになる関係がある場合には、その他の要件に関する違法の主張は、行訴法 10 条 1 項により制限されるとする。具体的には、規制法 24 条 1 項各号の要件のうち、災害の防止にかかわる部分（同項 3 号の技術的能力に係る部分及び同項 4 号の要件であると思われる。）への適合があれば、原子炉設置許可処分による原告に対する不利益の現実の発生可能性が否定されることになるため、その他の要件（同項 1 号、2 号及び 3 号のうち経理的基礎に係る部分）に関する違法の主張は制限されるとの結論を導くものである⁶²。野呂も、前記Ⅱ 4 (3) で触れたとおり、規制法 24 条 3 号及び 4 号への違反がない場合には、原告との関係で法が要求するレベルの原子炉の安全性は一応達成されることになるとして、小早川と同様の帰結をとる。

この点につき塩野は、「裁判過程において生命・身体に対する絶対的安全性の判断を要求することは不可能であることに鑑みれば、かかる施設等の設置を認めるに際しては、被侵害利益に限定されずに当該施設の設置を認めるに足る公益的要件充足性の問題も原告によって主張させること」は認められてよいとする⁶³。3 号が定める経理的基礎要件は、設置者が十分な技術力を保持し、適切な設備を維持するための前提であると考えられるため、経理的基礎の要件は、技術的能力等の要件を「補完して間接的に周辺住民の生命、身体の安全の確保に資するという関係がある」⁶⁴というべきであるから、仮に 3 号の技術的要件及び 4 号への違反がない場合であっても、0 にはならない事故のリスクを可能な限り低くすべきという観点から、主張が認められるべきであると考えられる。

また、1 号の平和目的利用の要件についても、原子力は、周辺住民の生命身体に対する危

⁶² 小早川・前掲注 (36) 182 頁参照。

⁶³ 塩野・前掲注 (18) 182 頁。

⁶⁴ 小早川光郎、青柳馨編著『論点体系 判例行政法 2』（第一法規、2017 年）282 頁〔青柳馨〕。

害が生じるリスクを 0 にすることができないものである以上、平和目的に利用されない原子炉によって生命身体に対するリスクにさらされることは許されないと主張することまで遮断することとして良いか疑問が残る⁶⁵。

以上のとおり、規制法 24 条 1 項各号の要件についての主張を認めるべきだと考えるとして、行訴法 10 条 1 項の解釈論との関係が問題となる。この点は同項についてどのような解釈論をとるべきかと直結するので、項を改めて論じることとしたい。

5 とるべき解釈

これまでの検討を踏まえて、行訴法 10 条 1 項についていかなる解釈をとるべきかを考える。

原発訴訟において、前記Ⅱ1 の見解からは、原告適格を基礎づける規制法 24 条 1 項のうち 3 号の技術的要件に係る部分と 4 号以外の要件の違法性以外は主張できないこととなる。他方で、前記Ⅱ2 の見解からは、規制法 24 条 1 項の要件はいずれも、専ら他の者の利益を保護する趣旨の規定であるということとはできないから、これらの要件に関する違法の主張はいずれも制限されないことになる。前記Ⅱ3 の見解に立つ場合は、原告の利益と無関係と言えるかの判断基準の捉え方による。前記Ⅱ4 のうち、亘理説では、公益適合判断において斟酌されるべき私的利益の範囲をどのように解するか次第である。野呂説では、野呂自身が言及するように、規制法 24 条 1 項 3 号又は 4 号以外の要件該当性は主張できないこととなろう。福井説では、各要件が、原告に対して不利益の受忍を強いることを正当化する要件として規定されているかどうかの解釈次第ということになろう⁶⁶。

したがって、結論の妥当性の観点からはⅡ2 の見解を支持することができるが、Ⅱ3 の見解と亘理説についても、具体的な主張制限の範囲が明らかになれば、支持することができる可能性がある⁶⁷。

また、前記Ⅱ2 とⅡ3 の見解は、前記Ⅱ3 (4) で述べたとおり、「処分要件を満たしていることが、第三者が処分による不利益を甘受する前提となっているとする考え方」を基礎にする点では共通点があるとみられる。この考え方を基礎に、取消訴訟の主観訴訟的性格は原則として原告適格が肯定されることによって担保されているとして行訴法 10 条 1 項による主張制限の範囲を最小限に抑えようとする方向の議論（主にⅡ2 に対応する）と、同項にも取消訴訟の主観訴訟的性格を担保させる必要がやはり存在するとして一定の主張制限を認める方向の議論（主にⅡ3 に対応する）の 2 つがあり得るとも整理できそうである。

⁶⁵ 石崎誠也も、「違法な設置許可によって住民は危険な状態を甘受することはないはずであって、原告は処分要件一般について、その違法性を主張できる考えるべきである」と述べている。石崎誠也「第三者による取消訴訟と違法事由の主張制限（下）」判例時報 1788 号（2002 年）167 頁。

⁶⁶ 福井・前掲注（39）18 頁から 23 頁まででは、廃棄物処分場設置許可と同様に、原発設置許可についても周辺住民による処分要件に係る違法性の主張のほとんどが許容される可能性があることが示唆されているが、必ずしも結論は明らかでない。

⁶⁷ 福井説は、前述のとおり「法律上保護された利益説」と異なる立場をとっており、賛同できない。

しかし、後者の議論の難点は、これまで論じてきたように主張制限の範囲を判断する基準が必ずしも明確であるといえない点である。この点につき、基準の明確化につながり得る藤田の議論が注目される。

藤田は、原告適格について検討する部分においては、処分の取消しによって回復されるべき第三者の法的利益が理論的にどのようなものであるか検討を行い、「少なくともその生命身体（健康）又は財産に重大な被害がもたらされる可能性があるようなケースについては、第三者といえども、そのようなリスクからの回避を行政庁に対して求める権利を当然に（或いは原則として）有する」との思考枠組みをとるべきではないかと論じている⁶⁸。主に原告適格に関する議論であるため本稿での深入りは避けるが、判例のとり法律上保護された利益説を前提としつつ第三者の法的地位について理論的説明を試みる取り組みとして注目に値する⁶⁹。第三者の法的地位の検討を推し進めていくことにより、行訴法 10 条 1 項による主張制限の範囲の議論がより精緻化されていくことが期待される。

IV おわりに

本稿では、行訴法 10 条 1 項の解釈に関する学説を整理し、若干の検討を加えた。学説は百花繚乱の様相を呈しているが、基礎となる考え方までさかのぼると共通点を見出すこともできた。原告適格論との関係や、第三者の法的地位に関する検討をさらに深める必要があると思われるが、この点については他日を期することとしたい。

⁶⁸ 藤田・前掲注（24）78 頁。

⁶⁹ なお、行訴法 10 条 1 項の主張制限につき、処分の相手方と処分の相手方以外の者の法的地位に対する理解の違いに注目して学説を整理する文献として、本多・前掲注（23）がある。